

その他

(問26) 私は、昭和36年7月生まれで今年48歳になりますが、年金の支給開始年齢を見ますと、65歳からしか年金が受けられないようですが、60歳から65歳までは、無年金となるのですか。

(答) 退職共済年金は、組合員期間等が25年以上ある方が、65歳に達しますと受給できますが、60歳から退職共済年金を減額して受けることができる制度があります。

この制度を「繰上げ支給の退職共済年金」といいますが、次の計算による「繰上げ調整額」が退職共済年金の額から減額されます。

$$\text{繰上げ調整額} = (\text{厚生年金相当部分} + \text{職域年金相当部分}) \times 5 / 1,000 \\ \times \text{繰上げを希望する月から65歳に達する月の前月までの月数}$$

なお、厚生年金の老齢厚生年金及び国民年金の老齢基礎年金にも同様の制度がありますので、詳しくは、社会保険事務所にお尋ねください。

この減額率は、生涯にわたって適用されます。

「公務員共済年金のお知らせ」(組合員)の3ページの「将来受給することとなる退職共済年金の見込額」を基準に共済太郎さんが仮に61歳から4年間繰上げて退職共済年金を受けるとする場合は、次のような計算となります。

$$138 \text{ 万円} - \frac{138 \text{ 万円} \times 5 / 1,000 \times (4 \text{ 年} \times 12)}{\text{繰上げ調整額}} = 104 \text{ 万円}$$